

# 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会からの 臨床心理士各位へのお知らせ

平成 27 年 11 月 19 日  
公益財団法人  
日本臨床心理士資格認定協会  
専務理事 藤原 勝紀

本年 9 月 9 日に衆参両院本会議において可決、成立し、同年 9 月 16 日付で公布された『公認心理師法』については、臨床心理士一人一人に大きく関係するものであり、これからの省令による具体化の動向に多大な関心を寄せておられることと思います。

本協会は、この法案に関連して、すでに 3 万人を超える臨床心理士を資格認定してきた立場から、これまでも基本姿勢や要点についての見解をお知らせしてきました。

さて、法案が成立した現況において、いろいろな情報が交錯し、なかには臨床心理士の存続や名称、養成大学院や資格制度にも不安・混乱・誤解を生じさせるような情報もあるやに側聞します。

このような状況のなか、臨床心理士各位が、主体的に理解を深めていただくため、すでに本協会ホームページを通じて、「臨床心理士の新たな創造的開拓に向けて」(平成 27 年 10 月 4 日付)とともに、『臨床心理士』を堅持します！」(平成 27 年 10 月 23 日付)としてお伝えしました。

今回は、その際に予告させていただいておりました【本協会の立場と基本姿勢】の詳しい内容についてお届けするものです。

臨床心理士各位におかれましても、本協会の基本姿勢に関する今回のお知らせを、重要な基本情報として再確認していただき、臨床心理士としての日々の揺るぎない活動を大切に、ともに歩む臨床心理士の将来像を広くご議論いただきたいと考えています。

## －臨床心理士の新たな創造的開拓に向けて－

### 平成30年（2018年）の資格認定協会30周年を新たな元年に 公認心理師法を民活契機として「臨床心理士の新しい存在意義を創造する」

臨床心理士は、国家資格であると認識される程に社会的な公共性・通用性をえている。例えば、文科省SC事業や学校での事件の際の緊急支援や災害時の心理支援などを含め、既に各省庁に相当の活用実績がある。大学教員の人事など公文書に広く記載がある。資格制度や名称は「民」でありながら、実態は相当に「官」という新しい積極的職能像を築いてきた創造的実績であると認識できる。

平成27年（2015年）9月9日、『公認心理師法』が名称独占資格として成立したことにより、臨床心理士は、国家資格名称とは類似しない民間資格名称として社会的に明確化された。この実際状況において、世界最先端の超高齢・少子社会の体験を踏まえた我が国の「こころの文化」・「心の健康」に関する総合的施策を実現するためには、官民それぞれが守備・責任範囲を明確に堅持し、一体で取り組み共存共栄を図ることが重要。

その意味で、臨床心理士の「こころの専門家」基本モデルとしての社会的実績は、これまで以上に重要な存在意義があり、民活による積極的な展開が期待される。この認識に立って、本法に関する附帯決議の第1に謳われる趣旨の実現に向け具体化が望まれる。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会  
専務理事 藤原勝紀

平成27年10月4日  
第79回臨床心理士研修会（新潟）での  
「本協会からの事業報告」資料より

## 「臨床心理士」を堅持します！ — 有資格者の皆さまへ —

公認心理師法成立を受け、さまざまな意見、考えが飛び交っています。  
しかし、本協会の立場と基本姿勢は変わりません。

「臨床心理士」は生まれてこのかた、一貫して、我が国の「こころの文化」・「心の健康」を守り、育て、発展させてきました。国民に質の高い汎用性のある「こころのケア」を提供する高い理想と志をかかげてきました。社会は、人々は、「こころの専門家」として「臨床心理士」を歓迎しました。いまでは「こころのケア」に対するニーズは人々のコンセンサスです。

この大きな流れをリードしてきたのが「臨床心理士」です。皆さま一人ひとりの働きが、「臨床心理士」の活躍が、「こころの危機」の時代に希望をもたらし、心の安全と安心に対するニーズを浮き彫りにしてきました。

今年度もいつもどおりの資格試験が行われ、今までと変わらぬ受験がありました。今年度末で、資格認定を受けた方々の数は3万人を超える予定です。本協会は揺るぎなく「臨床心理士」を生み出し、育て、支え、人々と社会のニーズに応じていきます。

本協会は皆さまとともに、今後も一貫して「臨床心理士」を堅持していきます。

\*本協会の立場と基本姿勢について、近々に意見表明がなされる予定です。

平成27年10月23日  
本協会ホームページより